陳情第２１号

委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書

（陳情要旨）

２０２５年（令和７年）５月１日付発行「令和７年度流山市保健だより」について、委託先事業者（広告代理店を通じ朝刊折込が手配され同時に）市内商業施設への配架を手配されました。ですが、南流山周辺の複数の商業施設で配架が確認出来ませんでした。（同日付で発行された、広報ながれやまも、同じ商業施設で配架が確認出来ませんでした。）

５月８日以降、複数回市担当部署（健康増進課）に電話で問合せしました。流山市から委託先事業者に確認し発行日当日の夕刊配達時に、商業施設への配達を対応したとの報告内容を確認しています。一方で私は、何度も商業施設の従業員に「流山市保健だより」は、届いていないとの内容を確認しています。流山市担当者と私の確認内容が異なりますが、市は、委託先事業者の報告内容が正しいと判断し委託手数料を支払った事を８月２３日に確認済です。

流山市議会におかれては、市民の代表であり、代弁者の立場から、執行部とより良い市政を目指し議論を重ね意思決定を行ってきた事に、敬意を申し上げます。以下陳情理由となります。

（陳情理由）

５月に手配された流山市保健だよりの、商業施設への配架ですが、実際に商業施設に届けられたのか否かについては、どちらも証明が出来ないのが事実です。対象となる委託手数料は少額だとしても、業務が正しく完了したのが確認出来ないまま、手数料を支払うことについて、多くの市民が納得出来る合理的な説明は出来ないと言えます。

流山市保健だよりについて、来年又は次回発行時に、商業施設への配架が手配される場合に、確実に配架された事が証明出来る商業施設の受領書が不可欠だと言えます。

（陳情事項）

１　流山市保健だより発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様に、商業施設の受取りが確認出来る物の作成と保管を明記する。

２　流山市担当部署より、項目１で定める、受取りが確認出来る物について提出を要求出来る事を、仕様書に明記する。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様